

公布された条例のあらまし

◇奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部改正

平成二十一年六月に支給する期末手当の額を次のとおりとすることとした。

一・六月分 ↓ 一・四五月分

第二 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正

平成二十一年六月に支給する期末手当の額を次のとおりとすることとした。

一・六月分 ↓ 一・四五月分

第三 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

平成二十一年六月に支給する期末手当の額を次のとおりとすることとした。

一・六月分 ↓ 一・四五月分

第四 施行期日等

1 公布の日から施行することとした。

2 平成二十一年六月期の期末手当の引下げ分に相当する支給月数の期末手当の取扱いについては、一般職の職員に対して講じられる措置を勘案して、必要な措置を講ずるものとする事とした。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第一 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当の額を次のとおりとすることとした。

1 期末手当

(1) 再任用職員以外の職員

ア 特定幹部職員以外の職員

一・四月分 ↓ 一・二五月分

イ 特定幹部職員

一・二月分 ↓ 一・一月分

(2) 再任用職員

ア 特定幹部職員以外の職員

○・七五分分 ↓ ○・七月分

イ 特定幹部職員

○・六五分分 ↓ ○・六月分

2 勤勉手当

(1) 再任用職員以外の職員

ア 特定幹部職員以外の職員

○・七五分分 ↓ ○・七月分

イ 特定幹部職員

○・九五分分 ↓ ○・八五分分

(2) 再任用職員

ア 特定幹部職員以外の職員

○・三五五分分 ↓ ○・三月分

イ 特定幹部職員

○・四五分分 ↓ ○・四月分

第二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

平成二十一年六月に支給する期末手当の額を次のとおりとすることとした。

一・六月分 ↓ 一・四五分分

第三 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

平成二十一年六月に支給する期末手当の額を次のとおりとすることとした。

一・六月分 ↓ 一・四五分分

第四 教育長の給与等に関する条例の一部改正

平成二十一年六月に支給する勤勉手当の額を次のとおりとすることとした。

○・九二五分分 ↓ ○・八二五分分

第五 施行期日等

1 公布の日から施行することとした。

2 平成二十一年六月期の期末手当及び勤勉手当の引下げ分に相当する支給月

数の期末手当及び勤勉手当の取扱いについては、条例の施行後に行われる人事委員会勧告を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする事とした。

◇知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 期末手当の減額

平成二十一年度に知事及び副知事に支給する期末手当の額は、それぞれ本則及び附則の規定により支給すべき期末手当の額から、本則の規定により支給すべき期末手当の額の、知事にあつては百分の五、副知事にあつては百分の三に相当する額を減じた額とすることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。